

令和5年3月24日

丹波市教育委員会
教育長 片山 則昭 様

丹波市社会教育委員の会議
議長 荒木 伸雄

「地域学校協働活動」の展開に向けた取組について（提言）

令和3年度第3回丹波市社会教育委員の会議において、教育委員会が社会教育委員に求める活動として、「地域とともにある学校」の実現に向けた丹波市ならではの取組を提案するようにとのご発言を教育長よりいただきました。そこで私たちは協議の結果、本年度のテーマを「地域学校協働活動における大人の学びについて」として研究を進めてまいりました。

短期間の限られた会議の中ではありましたが、「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム、地域から考える学びの未来会議、まなびの里プロジェクト（NPO 法人丹波ひとまち支援機構主催）、南小学校学校運営協議会オフ会などの関連する会議や講座に参加し、地域学校協働活動に関わる多くの市民との意見交換を交えながら、委員による討議を重ねました。

本会議での討議内容を尊重いただき、今後市内で「地域学校協働活動」の趣旨が理解され、活発な活動が展開されることを期待して、ここに別紙のとおり提言いたします。

記

1. 「地域学校協働活動」の展開に向けた取組について（提言）
2. 添付資料
 - ・ 研究経過（第1回～第4回会議の開催内容）
 - ・ 丹波市社会教育委員の会議運営に関する規則
 - ・ 委員名簿

以上

「地域学校協働活動」の展開に向けた取組について（提言）

丹波市社会教育委員の会議

1. はじめに

本年度の社会教育委員の会議では、一昨年度から検討していた委員独自の研究調査に着手することができました。しかしながら、この研究調査のテーマ設定に至るまでには、「そもそも社会教育とは何か」「社会教育委員のすべきことは何か」という根本的な疑問を解消することから始まりました。昨年度の会議ではコロナ 2019 の感染防止対策に苦慮しながらも、「社会教育とは」「会議のあり方」「市の社会教育を活発化するためには」という課題について意見交換を行い、併せて丹波地区社会教育委員協議会では「これからの社会教育」と「社会教育施設」の2回の研修会に参加して研鑽に努めました。

このような会議運営の流れのなかで、それぞれの分野での活動経験を活かした委員の意見を集約し、さらにワークや討議を経てまとめたものです。「地域学校協働活動」を市内の各校区に展開していくためには、「地域」「学校」「行政」がどのような「視点」を持ち、どのような「取組」が必要なのかを提言いたします。

2. 地域学校協働活動を取り巻く現状

（1）これまでの経緯・背景等

■社会の動向と背景

近年の急速な少子高齢化や激しい社会環境の変化の中で、地域社会の支え合いの希薄化、家庭や地域の教育力の低下、家庭の孤立などの課題が指摘され、学校においては、いじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化し混迷しており、官民を含めた関係者が協働で社会的包摂に取り組むことが必要とされています。

■学校と地域の連携・協働の推進に関する中央教育審議会の答申

こうした社会的背景を踏まえ、平成 27 年 12 月中央教育審議会が取りまとめた「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」では、今後の地域における学校との協働体制の在り方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、その活動を推進する新たな体制として「地域学校協働本部」を全国的に整備することなどが提言されています。

■「次世代の学校・地域」創生プラン

文部科学省では、上記答申などの内容を推進していくため、『「次世代の学校・地域」創生プラン』を平成 28 年 1 月に策定しました。このプランのうち、本ガイドラインに関わる文部科学省の取組として、地域と学校の連携・協働に向けた改革を着実に実行していくため、教育委員会による地域学校協働活動の推進に係る体制整備や、地域学校協

働活動推進員に関する規定を整備するための社会教育法の改正、地域学校協働本部の全国的な整備、地域学校協働活動に係る経費の支援等の予算の充実、地域学校協働フォーラム等による普及啓発活動の実施など、地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、具体的な取組を進めています。また、コミュニティ・スクールを推進・加速するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地方教育行政法」という。）の改正による制度の見直しや、財政面の支援の充実など総合的な方策を実施しています。

（２）丹波市における現状

■市民総がかりの教育

丹波市では、平成 21 年策定の「たんばの教育元気プラン」（丹波市教育振興基本計画）で「市民総がかりの教育」を掲げ、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を再認識するとともに、子どもたちの成長にかかわる当事者としての自覚と責任を持ち、丹波の子どもたちを育む教育を推進することになりました。平成 23 年頃に始まり、夏休み期間に各自治協議会の施設などで地域住民のボランティアが子どもたちの夏休みの宿題を中心にした学習サポートを行った「平成たんば塾」もその事業の一つです。現在は自治協議会独自の取組として「令和たんば塾」などの名称で引き継がれています。

■学校運営協議会設置の推進

「地方教育行政法」（第 47 条の 5）の改正により、本市においても平成 29 年 3 月に「丹波市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則」が制定されました。また、「平成 28 年度丹波市の教育～実施計画～」には「1 特色ある学校づくりの推進～2 地域と連携した学校づくり」という項目で、新規施策として学校運営協議会制度の導入（2 地域 2 校）と学校支援コーディネーターの配置（全校区）を計画しました。その後、平成 29 年度に青垣小・中学校、三輪小学校の学校運営協議会の導入をはじめ、令和 3 年度には導入予定の市内全小中学校への導入が完了しています。

■たんばふるさと学の推進

平成 28 年度からは前述の「丹波市の教育～実施計画～」において、ふるさと意識の醸成を目的にした地域教育資源（「ひと」「もの」「こと」を教材とする）と機会の積極的な活用として、「たんばふるさと学」を全小中学校で展開しています。今後は中学校でのキャリア教育にもつなげる取組を目指しています。

■地域学校協働活動推進員の配置

本市においては、令和 2 年 3 月に「丹波市地域学校協働活動推進員設置規則」が制定され、同年には南小学校、西小学校、青垣小・中学校に推進員が配置されました。また、令和 3 年に東小学校、春日部小学校、崇広小学校、令和 4 年に柏原中学校に推進員の設置が進み、現在 7 名の推進員が地域や学校との情報共有や、活動に参画する地域住民への支援・調整等を行っています。市教育委員会では引き続き、未設置校への推進員の配置を働きかけています。

3. 提言の内容

(1) 「地域学校協働活動」に必要なこと

<p>①「地域」「学校」「行政」のパートナーシップを構築すること</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 協働の意味を理解しているか？➢ それぞれのビジョンがあるか？地域に合った体制づくりができていますか？
<p>②「地域」「学校」が理念や方向性を共有すること</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 「地域学校協働活動」「学校運営方針」「地域づくり計画」などの共有
<p>③「地域」「学校」が地域の資源や課題を共有すること</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 地域の様々な人・モノ・文化・課題などを知ることから始まる➢ 住民や教職員が地域の行事や営みに参加しているか？
<p>④子どもと大人が学び、育ち合う場となっていること</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 子どもだけの教育ではない 参加者が集う場はあるか？➢ 住民や教職員が参画しやすいか？また多様な人が関わっているか？
<p>⑤コーディネーターが有効に機能していること</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 地域・学校・行政をつなぐ役割として、推進員の人選と人材育成➢ 行政は持続した活動ができるように支援しているか？
<p>⑥活動の拠点づくりができていますこと</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 学校や自治協議会などの施設が共有されているか？

○まず、関係者が「協働」の趣旨や、お互いに本来の業務や活動を理解し尊重することが大切です。一つの連携事業でもそれぞれにできることをそれぞれに持ち合うことから始めないと、一方に作業などを押し付けることになってしまいます。

○さらに、方針・情報・資源などの共有は必須になります。ここが共有されないと同じ方向性をもって物事が進みません。少しずつでも話を重ね、仕組みをつくりながら共有の場をつくります。また、お互いのメリットも尊重した取組にしたいです。

○コーディネーター役になる各校区の「地域学校協働活動推進員」はたいへん重要な役割です。人材の育成には最大限の支援を用意すべきだと考えます。

(2) 地域・学校・行政に必要なこと

①地域

	内容
視点	・活動に関わる人材 ・子どもへの関わり ・学校との関係 ・地域のあり方 ・様々な場づくり ・協働活動への理解

取組	・住民ボランティアの声掛け ・地域の人材リストづくり ・多世代型事業の実施 ・部活の指導
----	--

②学校

	内容
視点	・地域との関係 ・情報発信 ・学校内部の体制 ・地域と一緒にやれること ・協働活動への理解
取組	・学校の困っていること発信 ・働き方改革 ・地域と連携した行事 ・学校施設の一部開放

③行政

	内容
視点	・協働活動への理解 ・社会教育の理念と手法 ・地域づくり事業 ・持続可能な制度設計 ・庁内横断的な体制 ・生涯学習
取組	・社会教育主事や社会教育士などの専門家活用 ・推進員の人材育成 ・市民向けの協働活動啓発

○上記の取組は例示したもので、グループワークでの意見は添付資料をご参照ください。

(3) 今、すぐに教育委員会がすべきこと

①地域学校協働活動推進員の全小中学校への配置

▶地域や学校の現状を知れば、時間的猶予はないと考えます。任命を学校管理者だけに任せるのではない方法も必要です。

②地域学校協働活動推進員の人材育成

▶推進員はコーディネーターであり、この活動の「羅針盤」です。個人の能力だけに頼るのではなく、任命するならその後の育成にも力を入れることが喫緊の課題です。また推進員同士の横のつながりも必要です。

③地域学校協働活動本部のあり方の検討

▶現在の丹波市では本部のあり方を示しておらず、地域に任している状態です。しかし、地域の窓口や地域の組織も必要と考えます。ただ、自治協議会との関連性もあり、地域づくり事業を所管する部署との調整が必要になってきます。

(4) 大人の学びについて

この活動を展開する中には、大人も子どもたちと共に学び合う「社会教育・生涯学習」の視点が重要です。一方的に子どもへ教える…というスタンスではなく、必ずそこに大人の学びが存在します。効果的な学びを生むためには、学習プログラムの作成や仕掛けづくりも必要です。

誰がその全体のコーディネートという役割を担うのかは、これからの議論に委ねます。また、討議の中で出た「大人の学びに関するキーワード」は次のとおりです。

①学ぶ姿勢

➤世代を超えた学び合い 楽しみながら 新しいチャレンジも

②学校という場

➤まずは学校を知る 学校を住民の生涯学習の場に

③地域という場

➤大人が地域を知る 地域の団体や個人をつなぐ

④どのような活動（学び）なのか

➤情報発信 語り合いの場づくり 人材ネットワーク 地域の活動を生む

⑤行政

➤自治協議会と社会教育・生涯学習

4. 今後の課題について

今後、地域学校協働活動を市内へ展開する中で、次のような課題が生まれると考えられます。

- ・地域づくり事業との整合性
- ・学校教職員（管理職を含む）の協働活動に関する理解度
- ・自治協議会の協力
- ・住民の学校利用に伴う施設管理
- ・地域、学校ともに役職員の交代による引継ぎ
- ・住民ボランティアの参加における安全確保
- ・中学校部活の地域移行による指導者のあり方 など

5. まとめ

国内では1970年代から80年代にかけて、学校教育と社会教育の連携（学社連携・学社融合）が叫ばれましたが、共通の目的や理念を共有しないまま、その後起きた小学生殺傷事件によって安全確保が優先されることになり、学校は地域住民にとってさらに入りにくい場所になってしまいました。

また、近年市内でも平成29年に統合した青垣小学校に始まり、小中学校の統廃合に関わる話し合いが続いています。地域にとっても地元の小中学校の存在を再認識することにつながっていますが、一方で地域から学校がなくなるという状況も起きています。

この地域学校協働活動は、もちろん「教職員の働き方改革」をサポートする側面もあります。しかし、子どもたちが地域の課題に立ち向かい、よりよい社会を作ろうとする「社会に開かれた教育課程」を実現し、併せて、学校と共に次世代の郷土をつくる人材の育成とまちづくりに貢献する「学校を核にした地域づくり」を進める新しい時代の学社協働活動でもあります。丹波市においても、豊かな文化や歴史、自然や産業、そして

多彩な人材に恵まれた資源のもと、市独自の「地域学校協働活動」を検討していく必要があります。また、その検討の中でも次のような視点を常に持つことが重要です。

●地域学校協働活動は・・・

- 地域の学びを広げ、学校を地域へ開放するビッグチャンス
- 地域と学校が同じ方向性をもって、子どもたちを育てていく
- 子どもだけでなく大人の学びがあり、地域づくりにつながる

●効果的な活動のためには・・・

- 「地域・学校・行政」のパートナーシップによる「ビジョンの共有」が必要
- 地域学校協働活動推進員の「コーディネート力」によるところが大きい
- まずは、地域や学校がお互いを知り合うことから始める

以上

【添付資料】

- (1) 研究経過（第1回～第4回会議の開催内容）
- (2) 丹波市社会教育委員の会議運営に関する規則
- (3) 委員名簿

添付資料（1）

○研究経過（第1回～第4回会議の開催内容）

第1回会議（令和4年5月25日）

研究テーマの設定と進め方について

第2回会議（令和4年8月25日）

①『南小学校の地域学校協働活動 これまでとこれから』（録画視聴）

丹波市立南小学校校長 藪内 大介さん

学校運営協議会会長 打田 哲夫さん（自治振興会会長）

地域学校協働活動推進員 松本 佳則さん

※「学校を核とした地域づくり」を応援するまなびの里プロジェクト交流会（7/24）
実践報告の動画を視聴

②動画視聴後の意見交換及び情報共有

③グループワーク「地域学校協働活動を市内へ展開するためには」

【1. 地域に必要なこと】【2. 学校に必要なこと】【3. 自分にできること】

【グループワークで出された意見一覧】

【1. 地域に必要なこと】

①活動に関わる人材

- ・各活動等のキーパーソンを探す
- ・社会教育を語れる人を見つける
- ・資源になるものを探し出す（ティーチャー等）
- ・人材の把握と確保
- ・女性の活躍

②子どもへの関わり

- ・大人からあいさつをする
- ・家に子どもがいなくても関わる
- ・子どもは将来を担う人材という意識
- ・子どもへの声かけが出来る関係づくり
- ・子どもの声にアンテナを

- ・元気な若者であってほしい
- ・高齢者との交流
- ・子どもたちに関心や興味を持つ
- ・自治会の子どもたちの顔を知る、顔見知りになる
- ・登下校の見守りとあいさつ
- ・地域行事に子どもの役割を入れる

③学校との関係

- ・学校は地域を構成する一部
- ・教員の負担軽減
- ・学校側からの希望
- ・学校でどうしているかを知っているかを知る
- ・学校に関心を持つ 地域の方から
- ・学校行事に参加する（通っている子どもがいなくなっても）
- ・学校から役とか用を頼まれたら断らない
- ・学校への関わり方を考えていく
- ・地域住民の理解
- ・学校へ行きやすい雰囲気づくり
- ・学校へ行く（オープンスクール・登校見守り）
- ・将来のビジョン共有
- ・何をしているのかを周知する

④地域のあり方

- ・地域の人同士で世間話をする
- ・人とのつながりを大切にする（集まりに参加）
- ・自治会等の協力体制
- ・押し売り
- ・保護者の要望を聞く
- ・地域に関心を持つ
- ・素材集め
- ・近所の声かけ
- ・伝統行事を伝える・守る
- ・地域での行事を大切にする
- ・情報発信（対住民）
- ・集まる機会の確保
- ・安心・安全な場所
- ・異年齢の交流
- ・60～70歳代の元気な方々のコミュニティー
- ・高齢者の生きがいづくり

- ・ 大人が地域の良さを知る
- ・ 住民が地域のことを知る
- ・ 交流
- ・ わがごととして考える
- ・ 「してやっている」と思わないこと
- ・ 自治協の行事に参加する
- ・ 伝統行事
- ・ 子どもの声が聞こえる地域

⑤ 様々な場づくり

- ・ 集まる場所（機会）を作る
- ・ 自治会で理解を深めていけるような学びの場づくり
- ・ どんな子どもに育ててほしいのか語る場
- ・ 顔の見える場
- ・ 話し合いの場づくり
- ・ 遊べる場所
- ・ 交流する機会
- ・ 働ける場所

⑥ 協働活動について

- ・ ボランティアの呼びかけに応じる
- ・ ボランティアではない
- ・ どんな活動をされているか知る
- ・ 地域学校協働活動への理解と“本質的な協働活動”を培い育む
- ・ まちづくりにつながるという視点
- ・ コミュニティスクール（学校運営協議会制度）への理解度を高め深める
- ・ 地域学校協働活動への評価をすること

【2. 学校に必要なこと】

① 地域との関係

- ・ 学校に関わりのない方への声かけ
- ・ 学校行事をアピールする
- ・ 地域との対話
- ・ 行事を伝える
- ・ 地域の人意見を聞く
- ・ 困っていることを地域に伝える
- ・ 部外者だと思っても言わない
- ・ 受け入れ体制
- ・ その地域の持続可能性を見る視点

- ・何でも思っていることを伝える
- ・先生が地域の人と顔見知りになる
- ・先生が地域のことを理解する
- ・地域のことを知る（人）（歴史）
- ・地域に関心を持つ
- ・地域の困りごとの把握
- ・地域の人に感謝する
- ・地域人材を知る
- ・地域人材の活用
- ・地域を知る
- ・求めていることを伝える
- ・地域の人を招く（高齢者）
- ・先生が地域に入る
- ・雰囲気…いつでも Welcome

②情報発信

- ・情報発信
- ・情報発信（プライバシーもありますが）
- ・学校のことを知ってもらう（子どもがいない家）
- ・情報発信・・・行事など、困っていることなど
- ・学校の困りごとを発信
- ・学校 HP の発信

③学校内部の体制

- ・転勤した時の引き継ぎ
- ・校長先生と職員・先生との話し合い
- ・門を開ける 開かれた学校
- ・校長・教頭以外の人も関わる
- ・総合時間にゲストティーチャー授業を増やす
- ・PTA 活動への前向きな参加
- ・子どもたちが地域を知る
- ・コロナ前に展開されていた数々の良い取組みを取り戻す
- ・子どもが安心して遊べる放課後の運動場
- ・子どもだけでグラウンド使用 OK？
- ・部活動はほどほどに！
- ・子どもの意見を聞く

④学校が地域と一緒にやれること

- ・地域の人が入ることを先生が理解深める
- ・参観日のほかにも学校に来てもらう

- ・子どもと地域の方とのお話する場をつくる
 - ・子ども達が地域とふれあう場をつくる
 - ・せめて地域の祭りには参加して
 - ・運動会一緒にやりませんか
 - ・地区の運動会を開催
 - ・音楽会や遠足一緒にやりませんか
 - ・課題・問題等を地域と一緒に考える
 - ・地域の人が学校で集まる場所
 - ・地域住民への教室・校庭の開放
 - ・学校の困りごとを地域と共有
 - ・住民が集える教室（場所づくり）
 - ・夏祭り
 - ・学校と地域が一緒にできること(行事)
 - ・部活やクラブへの参加要請
 - ・外あそびが減っているように感じる
 - ・地域と学校の十分な対話
 - ・子どもにアンテナ、子どもファースト
 - ・保護者同士が顔見知りになる環境づくり
 - ・地域行事への子どもたちの参画を！
- ⑤協働活動について
- ・教職員の皆さんに協働活動を行うメリットを体感してもらう
 - ・地域学校協働活動への評価をすること

【3. 自分にできること】

- ①子どもと一緒に
- ・子どもにあいさつ（声かけ）
 - ・通学路の点検
 - ・ボランティア（子どもたちのクラブ活動）に参加
 - ・子どもの見守り
 - ・子どもと一緒に学校へ行く
 - ・子どもの話し相手、遊び相手
 - ・読み聞かせ
 - ・チェーンソーを使って植木の選定や、里山の遊び場の保全
 - ・自然遊び
 - ・習字
 - ・森（里山）づくりの楽しさを一緒に体験する
- ②学校との関わり

- ・地域の方と一緒に連れていく
- ・学校へ関わっていく
- ・先生と地域のボランティアをつなぐ
- ・学校に親しみを持つ（オープンスクールに参加するなど）
- ・学校に行ってみる（オープンスクール）
- ・地域の住民として、学校に入る

③自分の活動・行動として

- ・学校外活動ですきなことを頑張る
- ・自分の役割
- ・仲間づくり、担い手
- ・つなぐ
- ・困りごとを相手に伝える
- ・困りごとをみんなで考える機会をつくる
- ・役割を分担しみんなで頑張れる機運をつくる
- ・地域・学校に理解を示す
- ・仲間づくり
- ・組織づくり
- ・担い手づくり
- ・それぞれの思いを聞く（つなぐ役割）
- ・自治会行事に小中学生を招く
- ・ボランティアなど呼びかけがあると参加する
- ・地域の女性会に積極的に参加する
- ・行事に参加する
- ・地域・学校と取り組みを否定しない
- ・この地域で楽しんで暮らしている姿を見せる

第3回会議（令和4年10月28日）

- ①前回会議でのグループワークの振り返り
- ②「学校を核とした地域づくりまなびの里 PJ 講座」を受講した委員からの感想
- ③地域学校協働活動に関わる委員から、取り組み事例などを紹介
- ④ワークシートの記入と提出について（宿題）
 - Q1 私が思い描く地域学校協働活動の姿は？
 - Q2 大人の学びが生まれるために必要なことは？
 - Q3 【地域に必要なこと】【学校に必要なこと】【自分にできること】の追加
- ⑤ワークシートのまとめ（事後に集約）

【ワークシートで出された意見一覧】

Q1 私が思い描く地域学校協働活動の姿は？

1. 理念を共有する
→「地域学校協働活動」「学校運営方針」「地域づくり計画」などの共有
2. 「地域」「学校」「行政」が地域の資源や課題を共有する
→地域の様々な人・モノ・文化・課題などを知ることから始まる
→地域の行事や営みに参加しているか？
3. 「地域」「学校」「行政」のパートナーシップを構築する
→協働を理解しているか？
→それぞれのビジョンがあるか？
4. 大人と子どもが学び、育ち合う場となっている
→子どもだけの教育ではない
→住民や教職員が参画しやすいか？また多様な人が関わっているか？
5. 推進役が有効に機能している
→地域・学校・行政をつなぐ役割として、推進員の人選と育成
→行政は継続した活動ができるように支援する
6. 活動の拠点づくり
→学校や自治協議会などの施設が共有されているか？

Q2 大人の学びが生まれるために必要なことは？（社会教育のあり方）

1. 学ぶ姿勢・・・世代を超えた学び合い 楽しみながら 新しいチャレンジも
・新しいことにチャレンジする「気持ち・行動」←でも、「誰かの後押し」も必要
・大人同士の学びにこだわらない。（他世代間の学び合いを意識する。）
・多世代間との交流の中で自分のやりたいことを振り返る。
・子どもから学ぼうとする姿勢。
・“自分を表現する” から “社会の為に自分の得意を役に立てる” へと意識を変えると学びの深まりが増す。
・まず共に楽しく参加できること（お茶会、黒豆づくりとか）
・そこで今、現状の中の問題点などから、学びを生み出すことが出来るかと思う。
・学ぶことが楽しいと思えること。
・視点を変えること、固定概念を取り除くこと。意識改革を促す機会。
2. 学校という場・・・まずは学校を知る 学校を生涯学習の場に
・「学校」の存在が、子どもたちだけでなく、大人の学び（生涯学習）の場となって地域に存在しようとしている点を、知らしめる。
・先生方の理解が何処まで進み、前向きなのか？

- ・また、学校に関わるということは、学校を知ることが重要。
- ・ボランティアとして学校に関わることで、学校や子どもたちの様子、考えを知ることができる。

3. 地域という場・・・大人が地域を知る 地域の団体や個人をつなぐ

- ・例えば、郷土の伝統文化や地域防災などについて大人が子どもに教えるためには、まずはそのことについて大人がしっかりと学ばなければならない。
- ・子どもたちの教育に関心を寄せ、地域を挙げて育てていこうという熱意のある地域団体や知識・経験豊富な地域の大人のかかわりが必要。

4. どのような学びなのか・・・情報発信 語り合いの場 人材ネットワーク 地域活動を生む

- ・SNSでの情報発信
- ・講義形式でなく、誰もが話せる茶話会形式（お茶とお菓子）
- ・地域の人材ネットワークの構築
- ・人とのかかわりが深まったり、興味が深まったりすると、何か役に立つことができなかな…ということにつながったと思う。そのような機会があることと、キャッチできることが重要だと感じる。
- ・数年前、地域の小学5年生を対象に、古代米の稲刈りの体験学習をお手伝いしたことがある。鎌の持ち方や刈り方、束ね方など自分もうまくできないことを、いかにうまく教えることができるのかと考えた。当日小学生との交流で元気をもらったのを覚えている。そのような経験も学びだと考える。
- ・まずは住民が学校のことを知ることが必要。その機会を地域と学校が一緒につくる。
- ・小中学校の部活支援を地域住民で関わることで、大人の学びにつながる。

5. 行政・・・自治協議会と社会教育

- ・自治会では公民館活動において社会教育のつながりがあるが、自治協議会にはない。今後、地域学校協働活動を進める上で、自治協へ社会教育による学びの場づくりの働きかけが必要。

Q3【地域に必要なこと】【学校に必要なこと】【自分にできること】の追加

【1. 地域に必要なこと】

- ・「子どもたちの成長」は、学校だけにお任せしても、地域の将来を担ってくれる大人に成長しないことへの気づき。
- ・みんなで社会を創るという意識をもつこと。
- ・課題を惜しみなく共有し、それらの課題に対して何かできないのか？をみんなで考える。
- ・目標の共有：次代を担う子どもたちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有することが必要。
- ・より幅広い層の住民の参画：より幅広い層の住民が参画し、子どもたちの成長を地域

で担うため、地域における学校との連携・協働を積極的に推進していくことが必要。

・環境整備：公民館などの社会教育施設をはじめとする学びの場や ICT を活用したものも含め、多様な形態による学習機会を整備すること。

・地域：自治協議会など…他の自治協議会の活動も参照して、できることを洗い出す。

・行政：地域ごとの既存の活動を把握するとともに、支援の具体例を示す。

【2. 学校に必要なこと】

・学校（学校運営協議会）で「困っていること」の情報発信。

・地域のメリットをしっかりと捉える。

・抱えている諸課題を手放す意識をもつこと。

・学校で実施出来なかった体験活動や実験等の公表。（希望など）

・学校へ入りやすい体制づくり。（ルールが必要）

・出前事業の希望を募る。学校（子どもたち）から選んでもらって出前事業の依頼。

・児童の安全は確保しつつ、開かれた空間になるようにする。地域に頼れるところは頼る。

【3. 自分にできること】

・地域の環境（特に里山環境（山遊びや味覚））と一緒に学べる場づくり。

・地域学校協働の意義や価値の啓発活動を行う。

・地元学校でとにかく実践する。

・ボランティアや社会資源の紹介やマッチング。

・（私は地域史の分野に限られるが）地域や学校のニーズを聞きながら、それぞれに合った関わりを探りたい。児童向けには、出前授業、夏休み自由研究のアイデアづくり、資料館見学の案内などを実施、地域との取り組みでは、歴史カフェやフィールドワークを実施してきた。

・何でも参加してみる。（地域の行事など）

第4回会議（令和5年2月10日）

討議内容

①地域学校協働活動に必要なこと

②今の丹波市ですぐやるべきこと

③私たち委員は地域学校協働活動にどのように関わっていくのか？

【討議で出された意見一覧】

◆協働活動の「学校の窓口」と「地域の窓口」 連携した学校と地域の窓口 教頭先生に集中しない 地域の窓口は推進員だけか？ 地域の体制は？推進員は方向を指

し示せる人（羅針盤） やることが目的になることも!? 理念や方向性を一緒に確認
・・・「羅針盤」、「地域の窓口」としての推進員

◆学校と地域、みんなのメリットを 地域の先人が行ってきた活動や行事を子どもたちと共に 学校だけの行事ではなくて地域とともにある行事のあり方（例えば運動会、祭りのように、） あいまいな方がいい部分も ゆるやかな遠足とか 校区ごとの特徴を生かしながらの話し合い PTAも楽しみながら コロナでの停滞も やれるところから、楽しんで 地域で子どもを育てる環境 敷居を低く始める でも学校は入りにくい きっかけがないと入れない きっかけづくり 学校の先生も地域の会議に来て！ ポチポチにつないでいく 場づくりも信頼関係をどうやって構築するか おいしいコーヒーとお菓子をいただきながら 会場のレイアウト 地道に丁寧に ・・・**地域や学校のお互いのメリットを尊重した事業策定**

◆コーディネーターの人材育成 地域づくりや学校でも課題意識の掘り起こしから、協議する場づくりする人が必要 誰が人づくりするの？ 地域の人が日頃から集まる場所が必要 まず地域でのつながりがないと 多世代の交流の場 グラウンドゴルフやふれあい食堂などで生き生きとする高齢者と、若者世代が交わる環境、若いお母さん世代の発信力 それぞれの地域の実績ある活動と学校との・・・まず核になる活動を 実態調査をしてメニューを掘り起こす まずは地域のやれること（メニュー）と学校の要望のマッチング メニューづくりから？ ・・・**コーディネーターの育成、地域のやれることメニューづくりから始める**

◆地域活動の連携 中央地区のゴスペルでは一つの事業に住民の様々な役割を設けていた 多くの住民が集う場 あの頃の活動は楽しかったね 周知が悪いと参加率も悪くなる 継続も大切だが疲れてしまうと残念 リーダーシップも必要 ・・・**地域づくり事業との連携**

◆私たち委員がどのように関わるのか？ 人口推移から加速度的な人口減・少子高齢化で10年後まで待ってられない 今すぐに何かやっていないと今の子どもたちにより良い地域を残せない 出来ることを持ち寄りやっていく 危機感を感じる 推進員を置く地域と置いていない地域の差が広がる ・・・**待ったなしの推進員配置**

以上

添付資料（２）

○丹波市社会教育委員の会議運営に関する規則

平成16年11月1日
教育委員会規則第20号

（趣旨）

第1条 この規則は、丹波市社会教育委員に関する条例(平成16年丹波市条例第79号)の規定により、丹波市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 委員の会議(以下「会議」という。)は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条第1項の職務を行うため、必要に応じて開催する。

（会議の招集）

第3条 会議は、教育長が招集する。

2 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、教育長があらかじめ通知しなければならない。

（議長及び副議長）

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員が互選し、任期は、委員の任期とする。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を行う。

（研究調査活動）

第5条 会議は、第2条に定めるもののほか、研究調査活動等につき、議長の招集により開催することができる。

（会議の成立及び決定）

第6条 会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議決すべき事項については、その過半数により決する。

（小委員会等）

第7条 会議は、必要に応じて小委員会又は部会を設けて、研究調査を分担することができる。

（関係者の出席）

第8条 会議は、市その他の関係機関の職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

添付資料（3）

○丹波市社会教育委員の名簿

任期 自 令和4年4月1日
至 令和6年3月31日

	氏 名	住 所	備 考
1	梅垣 真紀	柏原地域	
2	竹安 今日子	柏原地域	
3	大木 康次	山南地域	
4	森奥 和代	山南地域	
5	梅谷 浩子	氷上地域	
6	荒木 伸雄	氷上地域	
7	長久 博志	氷上地域	
8	松本 佳則	氷上地域	
9	橋本 千英	青垣地域	
10	橋本 崇史	青垣地域	
11	木寺 郁代	市島地域	
12	高橋 典子	市島地域	
13	足立 まゆみ	春日地域	
14	細見 勝	春日地域	
15	山内 順子	春日地域	